

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、観音寺市大野原町萩原土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成19年9月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 退任した役員

役員の種類	氏名	住所	退任年月日
理事	清水 武夫	観音寺市大野原町萩原2766番地3	平成19年4月30日
〃	中野 博	〃 〃 〃 203番地	〃
〃	中野 一	〃 〃 〃 187番地	平成19年4月15日
〃	福田 武雄	〃 〃 〃 1079番地	平成19年4月30日
〃	清水 亮一	〃 〃 〃 2753番地	平成19年3月22日
監事	齋藤 律男	〃 〃 〃 267番地	平成19年4月30日
〃	高井 毅	〃 〃 〃 418番地	〃

2 就任した役員

役員の種類	氏名	住所	就任年月日
理事	齋藤 律男	観音寺市大野原町萩原267番地	平成19年7月1日
〃	岡田 勉	〃 〃 〃 999番地	〃
〃	清水 悟	〃 〃 〃 2729番地1	〃
〃	清水 清昭	〃 〃 〃 2491番地2	〃
〃	中野 哲夫	〃 〃 〃 226番地1	〃
監事	齋藤 徳夫	〃 〃 〃 269番地2	〃
〃	高橋 昌隆	〃 〃 〃 391番地3	〃